

第8回新城市総合計画審議会 会 議 録

平成20年2月7日
委 員 会 室

認定：平成20年3月6日

=開会 午前10時=

(事務局)

皆さん改めまして、おはようございます。ご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。立春を過ぎたところですが、まだまだ寒い日が続いております。ご案内の時間になりましたので、第8回総合計画審議会を始めさせていただきます。なお本日の欠席ですが、戸田委員さん、下山委員さんからご連絡をいただいております。それでは、会長のご挨拶をいただきながら、議事に入りたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

(大貝会長)

皆さん、おはようございます。もう第8回目を迎えましたが、本日は、前回の1月10日の第7回の審議会におきまして、1つは前回パブリックコメントの回答をお示ししましたけども、パブリックコメントと策定委員会等の修正を加えた、最終答申に向けた基本構想についてまず審議していただきます。それから、2番目には前回までに「財政ビジョン」の一部についてはお示ししましたけども、基本計画について本日、「行政改革ビジョン」、「人材育成ビジョン」、「情報ビジョン」からなる第3章と、基本計画シートとしてまとめましたまちづくり計画編、これが第4章です。最後に行政経営編ということで第5章、これらを事務局から説明いただいて、また皆さんのご意見をいただきたいと思います。本日、基本計画の内容はすべてこれで示されたということになります。

もうひとつは実施計画案についてですが、手元に分厚い資料があると思いますが、これについてもまた事務局から説明があると思います。

今日の審議会が第8回目ということになりますけど、3月の議会にこの基本構想を上程するという日程ですので、本日と来週もう1度審議をいただいて、来週中には市長に対して答申を行うというスケジュールでいく必要があると思います。最後に次回の審議会の日程とか、答申の日程等について、皆さんに予定等を聞きながら、調整していくように考えていますのでよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名者ですけども、新城地区の区長会長さんの加藤さん、新城の森林組合長の平田さん、お二人の方をお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですけど、今日は議題が3つほどありまして時間も限られていますので、議事の方に入ってまいります。まずは基本構想(答申案)について、事務局からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、失礼します。説明に入る前に資料の確認をさせていただきます。表紙に新城市のマークの入った「第1次新城市総合計画 基本構想(案)」、先ほどの会長の話では答申案という説明がございましたが、パブリックコメント等を踏まえて修正したものが1つ。それから、「前期基本計画」と書いてありまして、ホッチキス止めの厚い綴りのものがあると思います。表紙に「目次&構成」とありますものが1冊。それから、前期実施計画ということで輪ゴム止めをした、表紙に「(まちづくり編)体系図」と書かれたもの、その後に

シートが200枚超あるのですが、この3冊が今日の資料です。また、資料と別に前回の第7回の審議会の会議録の案をお手元に配布しております。ご発言等ご確認いただき、来週また会議の開催を考えておりますので、修正がありましたらそのときまでにご連絡いただきたいと思います。それでは基本構想の説明を座らせてさせていただきます。

基本構想ですが、11月から12月にかけてパブリックコメントを実施しまして、それを受けての修正案を前回の会議で提案させていただいております。それ以外に市役所の部長からなる策定委員会というのがございまして、その中でも若干の語句の修正等をいただいております。軽微な修正点は除きまして、表現や内容を修正した点を、この資料の中では波線のアンダーラインで示しています。その箇所を拾い読みをしながら説明をさせていただきます。

まず9ページをご覧ください。「3 まちづくりの基本理念」の下の図、「図4 「市民参加」と「協働」の概念図がございまして、パブリックコメントのご意見に従いまして、「市民」と「(有権者)」という言葉の間に「(納税者)」という言葉を追加させていただいております。

それから、20ページをご覧ください。20ページでは、「エコシティ創造」ということで4つの基本戦略の一つである「エコシティ創造」の概要が示されております。その文章の1番下のところで前回は、「持続可能な環境首都 山の湊 エコシティをめざします」ということになっておりましたが、その「エコシティ」を取らせていただきました。そこが修正点です。

それから21ページにいまして、「ウ 地域内分権と行政区の再編」のところですが、前回のパブリックコメントの回答でも説明させていただきましたが、波線が3箇所あるかと思いますが、文章を変更させていただいております。

それから22ページをご覧ください。(3)の「ア 地域医療体制の確立」の2つ目の段落で「住民の安心を支える地域医療体制は、地域中核病院のみでは・・・」となっております。前回は「・・・もはや地域中核病院に多くを頼ることで解決はできない・・・」となっておりますが語句を修正させていただいております。

それから23ページへいまして上から3行目、「近隣自治体」の「近隣」がどの辺の範囲を想定しているのかという質問がありましたので、「・・・東三河近隣自治体等との連携を・・・」と「東三河」という語句を追加させていただきました。

次に、28ページをご覧ください。「(3) 経営資源の分野別方針」ということで「ア 財政」があります。下から3行目のところ、パブリックコメントでご指摘いただいた、「投資事業」を「資産運用事業」と修正させていただいております。

それから29ページにいまして、波線が何箇所かありますが、「イ 組織」のところ「行政組織」となっておりますところを、「行政改革」という言葉、それからまた以降文章がありますが、「エ 情報」の一番下にあった文章なんですけど、これは組織の方、行政改革ビジョンの中で謳うことだろうということで、上のほうに持ってきてあります。

それから「エ 情報」のところですが、後ほどまたご説明いたしますが、情報ビジョンの中で「情報発信と共有」という見出しになっておりましたが、情報共有と情報化の話を書けるといって、見出しも変えましたし、「また、情報技術を活用した～享受できる環境整備を進めます。」までの「情報化」の言葉を追加させていただいております。

あとは31ページの「2 計画の進捗状況」の(3)のところですが今まで、「財政計画の公表」となっていたのですが、「財政状況」が正しいだろうということで修正しまして、文章も若干言葉を整理させていただいております。

それから、32ページの「(6) 市民ワークショップ・シンポジウムの開催」の本文の2行目のところ、文章に波線が引いてありますが、これは文章が分かりにくいというご指摘による修正となっております。

用語の解説に入りまして、33ページにあります「解説8」、34ページの「解説12」、「解説16」は長々と説明してありましたが、それぞれ基本計画のほうの行政改革ビジョンや人材育成ビジョンの中で詳しく述べるということで、簡潔な記述に修正させていただいております。以上が基本構想の修正箇所です。

本日提案の基本構想案をもって、答申案とさせていただきたいと考えておりますので、ご審議の方をよろしくお願いします。

(大員会長)

はい、どうもありがとうございます。今、説明がありましたこの基本構想の案において修正された箇所について、何かご意見があればお伺いしたいと思います。何かありますでしょうか。

1つだけ、20ページの「(4) エコシティ創造」にも、上から3行目にアンダーラインが引いてあるのですが、「広域的に」、これも修正ですね。

(事務局)

はい、ここは「広域的に」という言葉を追加しました。エコシティという言葉自体の意味合いについての議論がありまして、この取り組みとしてはひとつの市に留まるものではないだろうということで、本市から考え方を発信し、行動を広げていくという意味で「広域的」という言葉を追加することが必要だろう判断し、ここに追加させていただいております。

(大員会長)

いかがでしょうか。基本的に内容が変わったということではなくて、字句の訂正、あるいはパブリックコメントを受けて修正したということで、パブリックコメントのものについては、前回基本的な修正の方針が示されていたので、それが今回正式な形になったということです。後は市内での策定委員会の意見を加えた形で修正がなされている。よろしいでしょうか。基本的に内容については皆様の方の了承をいただいているので、後は細かい字句の修正となると思いますが。

はい、特にご意見ないようですので、基本構想の案については基本的にこういった形で

答申に向けて最終調整をしていきます。

では、続きまして基本計画の案について、これが今日の議論のメインになると思いますけど、また、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

はい、失礼いたします。基本計画案と実施計画案も関連しておりますので、一括して進めさせていただきたいと思います。その前に前回の審議会において次回の審議会までに、つまり今日の審議会ですが、すべての資料をお送りさせていただくというご案内をさせていただきましたが、実際には一部の資料、第3章の「4 情報ビジョン」及び第5章すべてにつきまして、事前にお送りすることが間に合わず、本日初めて提示させていただくことを深くお詫び申し上げます。では座って説明させていただきます。失礼します。

基本計画につきましては、前回までに第1章から第3章の「1 財政ビジョン」の途中まで提示させていただいております。その後、ご意見等いただきまして、内部からも意見をいただきまして一部語句、文章等の整理をさせていただいておりますが、基本的に今までお示ししましたものと大きく変わってはおりません。本日初めてお示しさせていただく部分を中心に進めさせていただきます。

まず12ページをお開きください。「1 財政ビジョン」の途中、「(4) 財政指標の設定」というところがございます。前回までですとこの財政指標の設定で4つの指標を挙げておりますけど、平成22年度の目標値が前回までは入っておりませんでした。平成22年度の目標値を入れまして、3年間の基本計画期間の目標値を示させていただきます。最終的にはその前のページの10ページ、11ページの具体的な取り組みをするといったことを前提に、また、後述の財政推計を基に算出しております。

15ページをお開きください。15、16ページは財政推計を載せております。前頁までに示した取り組みを着実に実施することによって、今後の市の財政見通しはどのようになるか、ということをごに固めて今後の財政運営の指標とします。

15ページに基本計画の3年間のみならず、計画期間11年間にわたる推計を載せております。この表の基本的な作り方としまして、歳入と歳出を合わせております。合併後は市の状況が毎年、歳入に対して歳出のほうが予算編成において不足している。今のところそれをいかに予算編成におきまして、組んでいくかということが課題になっております。この財政推計におきましてはまず、歳入歳出を合わせておきます。今までの市の厳しい財政状況ですと、歳入歳出が合わない部分、歳出が不足している部分はこの推計において、表の下から2段目の「ソ 投資的経費」、ここの欄で推計上の調整をしております。投資的経費とは主に新規事業というもので、建物の建設だとか、道路だとかの社会基盤整備等が主になるものですが、そういったところの額を調整することによって、この表ができております。この表を見ますとまず、歳入歳出の規模が徐々に減少するという結果になっております。歳入では、表の真ん中辺りになりますが、「キ 市債」の額が大きく減少するということとなります。これは前のページにおきまして今後の取り組みの中で市の借金を増やさ

ないように、つまり市の借金を返すための金額以上の借金を原則として行わないと、また、プライマリーバランスの黒字を維持するという事で、プライマリーバランスというのは新しい市の借金、あるいは過去の借金の償還を除いた部分で黒字を維持するという事で、そういったことを原則として掲げていますので、また本市は今まで過疎地域に入っておりますが、過疎法の適用は21年度までですので、その後は適用が基本的にはなくなるということで、歳入額が大きく減るということになります。また「カ 繰入金」は平成23年度までは億単位の数字が入っております。これは市の貯金である財政調整基金、推計上はこれの一部切り崩しを見込んでおります。と申しますのは、推計上は歳出、下から2つ目の「ソ 投資的経費」が一気に減ります。ですが実際の財政運営において急激に変えることは非常に難しいので、推計上は市の貯金を切り崩すということになります。実際の市の予算編成におきましてはそういったことはしないようにいければ良いと考えております。推計上の結果では非常に厳しい状況となっておりますが、市の財政運営において前の方で掲げた各種取り組みを行うことによって、「ソ 投資的経費」を推計以上に確保できるように行っていきたいと、そういった面でこの指標を活用していければと考えております。なおこの推計の前提は16ページに掲載しております。極力前提条件に入れるものは何%というような具体的な数字を入れております。財政ビジョンにつきましては以上です。

はい、それでは続きまして「2 行政改革ビジョン」、「3 人材育成ビジョン」、それから本日初めてお示しします、「4 情報ビジョン」について説明させていただきます。最初の「2 行政改革ビジョン」、「3 人材育成ビジョン」については事前に皆様にお配りしておりますので、概要について触れさせていただきます。

それでは「2 行政改革ビジョン」であります。17ページをご覧ください。まず、ビジョンの役割ということから書かれておりますが、新城市はここにありますように、平成18年12月に国の指針を受けまして「新城市行政改革推進計画(以下、集中改革プラン)」に取り組んできております。そこでその計画と一体となった経営のビジョンということで、集中改革プランで示され取り組んでいる行政改革の取り組みの方向、数値目標を近似しながら、今回の基本構想の趣旨を受けた行政財政ビジョンを定めるということにさせていただいております。そこにありますように「ア」、「イ」、「ウ」、「エ」という4つの大きな取り組みの方向を示させていただいております。

それから四角で囲った枠の中に説明がありますが、2段目のところを見ていただきますと、今回定める行政改革ビジョンは集中改革プランに変わるものではなく、集中改革プランの達成を前提とし、一体のビジョンとして定めるということが書かれております。集中改革プランにつきましては、説明の資料をお配りするのがよろしいかと思いますが、集中改革プランについてはホームページでご覧になることができますので、今回資料はお配りしていませんのでお願いしたいと思います。

それから取り組みの方向、大きく4つある中のひとつですが、「ア 市民参加と協働の推

進」この17ページのところではPDCAマネジメントサイクルの各段階で、市民参加や協働をどこでどういう風に位置づけるのかを常に明らかにするということを書かせていただいております。

それから18ページにいきまして「(イ) 公正と透明性の確保」行政情報の公開ルールを後ほど定めるということをしておりますが、いろんな行政手続きがあります。その基準とか審査の標準処理期間というものを明らかにしていく、また監査機能の強化、監査結果の公表に取り組んでいくということを書かせていただいております。

それから「(ウ) 地域内分権の推進」では、基本構想で述べておりました地域自治区の設置を進める話、2つ目のところでは行政区や市民団体等への支援を進めていくこと。3つは「地域計画」の策定を進める話。4つ目のところでは市職員による「地域担当制度」の話。最後5つ目では、行政区の再編について地域自治区の設置に向けた取り組みと併行して、研究を進め、再編に向けた提言をまとめていきますとしています。

それから「イ 事務事業の見直しと行政評価制度の導入」についてですが、大きく行政の内部で行う事務事業の見直しと市民の方々に参加していただく行政評価制度、それから組織目標の設定という構成になっております。

最初の18ページのところでは、行政の責任領域や関与の必要性、そういったものをしっかり見直していこうとしています。

それから19ページに入りまして、内部評価に基づく見直しと公表を定期的に行うということ、3つ目に、予算編成過程における評価と予算編成の連動を進めますということ、4つ目に、補助金・交付金の見直しにあたり、支出が適正であるかを検証し、公表を行うということ。

それから「(イ) 行政評価制度の導入(市民評価)」のところでは、行政評価を行政経営に的確に反映する制度を構築するということに始まりまして、当面は、後ほど出てきます総合計画の基本計画、そこにいろんな成果指標ですとか成果目標が書かれております。そういったものを通じて市民の視点による進捗管理を定着させていくこと。それから3つ目にはすべての事業について体系化を行い、マネジメントサイクルに基づく総合計画と予算編成との連動を進めますとしております。

最後「(ウ) 組織目標の公表」では、部局ごとに組織目標を作り公表していこうと、それによって市民との情報共有を進めていこうとしています。

「ウ 組織機構の見直しと定員管理の適正化」の「(ア) 組織機構の見直し」では、市民ニーズ、社会情勢に的確に対応できる簡素で効率的な機構と人員配置を心がけるとしております。それから20ページにいて、現在の本市の行政機構ということで、総合支所のことにも触れております。総合支所の果たす役割や必要な業務についての検討を進め、広大な市域を抱える本市にふさわしい組織機構を構築するということ。また、グループ制を平成18年から始めておりますが、その定着。プロジェクトチームによる取り組みの推進についても触れております。

そして「(イ) 定員管理の適正化」のところでは、集中改革プランにありました表に現在の状況を加えました解説をしております。最初の職員数の現状では、平成18年4月1日における総職員数が類似団体に比べて119人の超過となっております。次の21ページのところで集中改革プランの表がありますが、左側の表の超過数を見ますと119となっているかと思いますが、その数字の説明をしております。それから同様に2つ目には平成19年4月1日現在の職員を同じように比べてみますと、97人の超過となっております。この1年間ではすべての職員を含めると50人が削減されましたが、その理由を記述しております。合併時の財政計画にもありましたように、退職予定者に対する予定採用補充割合を50%程度に設定しておりますが、加えて、退職予定者を大幅に上回る早期退職及び自己都合による退職希望者が出たこと(とりわけ、病院職員の自己都合による退職者が顕著だったこと)がその要因となっております。それから類似団体に比べ職員数が多い要因としては、保育園の話、小学校の話、総合支所の話、また広域を担っている消防・救急業務の話等から、当該職員数をもって単純比較することは難しいということを書かせていただいております。

それから21ページにいきまして、「 職員の年齢区分構成」を説明しています。次のページにその表が掲載してありますが、逆ピラミッド型ということで40代後半から50代の職員が非常に多いということで、また消防の職員は、20代から30代前半に集中している。さらに保育士・幼稚園教諭については40代後半に集中しているという傾向が見られます。それからその下にあります文章ですが、平成22年度の計画期間までに13.7%にあたる134人の職員が退職する見込みであるため、計画的な採用計画が不可欠であるとしています。

22ページにいきまして、これまでの状況を踏まえた「 取り組みの方向」ということで5点ほど挙げています。これは定員管理に関する取り組みということなんですが、1つ目にはいろんな特殊要因はあるが、類似団体に比べ明らかな超過となっているので、類似団体職員数への近似をめざした計画的な定員管理を進めること。2つ目が、団塊の世代の大量退職期を迎えたことから、職員年齢の平準化を見据えた職員採用計画を進めていくこと。3つ目が、一般行政退職予定者に対する採用補充比率が今まで50%でやってきましたが、実質の採用率がここ3年間の合計で、先ほどのような要因から30%程度となっております。これから急激に職員数が減ることになりますと、行政活動の停滞や市民サービスの低下を招くことが考えられますが、とは言ってもやはり類似団体に比べて職員数が多いということで、引き続き50%程度に設定するとし、実質的にそうなるように採用計画を進めていくよう考えております。それから消防及び地方公営企業部門の職員数は現在の職員数を維持し、病院については大幅な職員数の減少が見られますが、経営改善への取り組みを踏まえ、集中改革プランの目標数値を堅持していく方針です。また、技能労務職については、採用に伴う新規採用を原則見送ることとし、これは集中改革プランでこの間ずっと続いておりますが、そういった対応で進めていきます。ここに表がありますが、

この表については、またご覧いただきたいと思います。

それから24ページに移りまして、「エ 民間委託等の推進と第三セクター、地方公営企業の健全育成」では、基本的には民間委託については積極的に進めていき、委託先の選定にあたっては透明性、競争性を保つように努めること。それから指定管理者制度を積極的に活用して、また原則として新たに設置する施設については指定管理者制度を導入していくということで、それからいろんな施設の更新とかあるわけですが、財政負担の軽減に努めるとともに年度間の平準化にも留意するとしています。その上でいろんな民間委託を進めていくと心配されるのは、安全が損なわれるのではといったことがあります。行政の管理監督責任を果たすよう留意していくと述べさせていただいております。

それから「(イ) 第三セクター、地方公営企業の健全育成」の方では、設立目的に沿った健全な運営が図られるようにということで、今、第三セクターなどは議会に経営資料などが報告されているのですが、それに留まることなく積極的に市民に経営状況を公開するよう努めると述べております。それから公営企業については、独立採算制などの基本原則に立ち返って、健全化に努める。また、病院については基本構想にもありますように、アクションプランに基づいて経営改善を進めていくという話に触れさせていただいております。以上が行政改革のビジョンとなっております。

続いて人材育成ビジョンの内容に入っていきたいと思います。ここにありますように人材育成の最初で触れています、その役割についてですが、平成19年3月に「新城市人材育成基本方針」を策定しました。その方針を踏まえたそれと一体の経営ビジョンということで、人材育成ビジョンを定めるとしています。取り組みの方向は新城市の人材育成基本方針にもあるとおり、「求められる職員像」を再度示し、「ア」、「イ」、「ウ」と取り組みの方向を明らかにしていきます。26ページの下の方には基本計画、基本方針にあります「求められる職員像」をそのまま掲載しています。その下には市民アンケートの結果を示しております。

27ページいきまして同じく基本方針の中にあります、「イ 求められる資質と能力」といったことが書かれております。4点ありましたので若干の解説を加えて載せてあります。

それから「(3) 取り組みの方向」として先ほど言いましたように3つの方向があります。1つ目は「(ア) 人材の確保」ですが、ここでは「本市が求める職員像」及び「求める資質・能力」を採用希望者に明示するとともに、優秀な人材を幅広い階層から確保できるように試験制度・選考基準の見直しに努めていくとしています。次の「(イ) 人材の育成」については、自己啓発が職員能力の開発の基本であると位置づけております。そこに「カフェテリア研修」、「研修エントリー制度」、「職場内研修」といったさまざまな言葉が出てまいりますけども、こういったことに今後取り組んでいきたいと思っております。

それから「イ 職員のやる気が活かされる人事制度の構築」ということでは、基本構想にありましたように職員が個々に、組織目標を基に個別目標を設定する制度を導入します。

それから2つ目のところの最後の方にありますが、個別目標は現在、課長職以上で実施中ですが、できるだけ早期にすべての職員を対象に行うように進めます。また人事異動について述べておりますが、ジョブローテーションといいまして、職員が一定の期間でどんどんいろんなポジションを回ると。さらには職種・キャリアの選択が可能な複線型人事制度といったものに取り組んでいきたいと考えております。

29ページにいきまして「(イ) 能力に対する適正評価」というものがあります。特に人事評価が昇任や給与に適正に反映される制度をめざすこととします。また、昇任試験制度の導入についても検討を進めます。最後のところで男女を理由とした格差や先入観・偏見による適用が行われないように、職員の能力の積極的活用を図るとしてあります。

それから最後、「ウ 人材育成のための環境の整備」について、職場における人材育成を管理職の職務として位置づけ、管理職の人事考課における評価の重要な要素として位置づけております。それから超過勤務の縮減や職員提案制度、プロジェクトチームの話、職員の健康管理等々を掲載しております。

最後になりますが、31ページから「4 情報ビジョン」を本日示させていただいております。この情報ビジョンというのは、先ほど基本構想の方でも少々説明させていただきましたが、1つは情報というものを市民としっかり共有していくためのビジョン、もう1つは情報化を推進していくためのビジョンというように考えております。ビジョンの役割の中段以降にありますように、本市は平成18年12月に「新城市地域情報計画」を策定しております。この計画に基づき、全市域を光ファイバネットワークで結ぶ情報通信基盤整備事業に着手し、平成20年度に運用開始の予定です。そこで情報の共有と情報化を分けて方向性を示していきます。

31ページは、情報公開を行うにあたってのルールを徹底しようということで、今後しっかりしたものを作っていくと思っていますが、まず全庁的に直ちに取り組むものということで、ルールの基本的事項を四角形の枠の中に書かせていただいております。これは以前、基本構想の用語の解説欄に書かれていたものですが、会議等は内部会議を除き原則公開であるとか、議事録を会議の資料と合わせて公開する等々が書かれています。こういったものをあえて提案させていただいているというのは、現在の行政のなかで、会議を公開しようとする姿勢、あるいは公開するための事前周知などが徹底されていないということの現れでもあります。公開のルールは、今回の総合計画では3点ほど概念的に挙げておりますが、早期に庁内での検討を加えまして、肉付けしたものをルール化して公表してまいりたいと思います。

32ページにいきまして、「(イ) 広報活動の充実」ですが、4月からケーブルテレビの自主放送番組等が順次始まっていくわけですが、内容の充実を進めていくということ。それから、市民に親しまれる広報紙をめざして、モニターや市民編集委員による紙面作成を進めていくということ。またホームページですが、前回の会議でも見にくいとかいろいろ

るな意見をいただきましたが、現在ホームページ作成システム（CMSシステム）の活用によって更新がいろんな部署から直接できるように進めています。それからアクセシビリティというのは、この後の基本計画のシートでも出てまいります。身体的な条件とか年齢といったことによって、ホームページが見つらいとか使いづらいといったことが出てくるわけですが、その見やすさといったことを客観的に診断する制度があるそうで、こういったものを受けながら、見やすいものを提供していくことを考えております。

それから「(ウ) 広聴活動の充実」では市民満足度調査を実施するという事で、基本構想の総合計画のスケジュールの中にも触れてございまして、基本計画のシートでもお示ししております。また「市政報告懇談会」や職員の「地域担当制度」等を通じ、意見交換、ニーズの把握の機会を積極的に設けることで、広聴活動の充実を進めてまいります。それから「市長への提言」は、手紙やFAX等さまざまありますが、これによって信頼関係の構築を進めていきます。またパブリックコメントを活用していくということを述べさせていただきます。

「イ 情報技術を活用した行政サービスの推進」では、基本的に情報化の話なのですが、情報化を進めるにあたっての事前の話、前提となる考えというのを(ア)に書かせていただいております。ここでは、いろんな情報格差、身体的な条件等々含めて、すべての市民が行政サービスを利用できる環境の整備を進めること。それから2つ目が電子自治体の構築を進める話。そして33ページにいきまして情報技術、今いろんなシステムが稼働し、また開発されています。これらの選定には経費の削減、費用対効果に配慮していくこと。それから情報セキュリティを徹底していくことを述べております。

それから「(イ) 情報技術を活用した行政サービスの推進」については、最初に「防災情報システム」の推進の話があります。2つ目がインターネットを利用した「電子申請システム」を活用して窓口サービスの充実に努めること。また3つ目は、小学校、中学校を結ぶ「学校教育支援システム」というのがありまして、その充実をしていくということ。その次が「ケーブルテレビやインターネットを活用した議会中継」の実施を進めていくこと。そして、現在も一部行われていますが、電子入札を利用することによって事業者の利便性を高めていこうというものです。さらに市民同士、市民と行政の情報交流を推進するため、電子会議室の設置についての研究を進めること。それから携帯電話不通地域の解消に向け情報通信基盤の一部を民間に開放し、これを通じてサービスエリアの拡大を進めていくこと。最後に市民生活の利便性の向上に向け、さまざまなネットワークシステムの研究を進めていくわけですが、例えば図書館であるとか、公共施設予約であるとか、福祉関係、GISの話を含めいろいろあると思います。何が一番のサービスの向上につながるのか、経費の節減、費用対効果を考慮しつつ調査研究を進めるということを述べています。

以上、長くなりましたが行政改革ビジョンから情報ビジョンまでの説明とさせていただきます。

はい、続きまして第4章の説明をさせていただきます。34ページ、第4章基本計画(まちづくり編)ということで、下の表をご覧ください。表の1番上の段の黒くなっているところに「市民自治社会創造」とあります。これが基本構想でのべた4つの基本戦略、「1 市民自治社会創造」、「2 自立創造」、「3 安心・安全の暮らし創造」、「4 エコシティ創造」にあたるものです。そして1段下がりますと「1-1」とあってさらにそれを区分します。「1-1-1」となってまた区分して、右側半分の「1-1-1-1」で「重点」と書いてあります、「まちづくりの協働体制を整備します」とありますが、これが施策・個別目標となります。この「1-1-1-1」を頭においてもらって2ページほど進みますと、ページ数が入っていないので恐縮ですが、写真の入ったページがあるかと思えます。上の方に横棒の中に文字が入っているところがあります。これの3段目に「1-1-1-1 まちづくりの協働体制を整備します」ということで、先ほどの体系図の1行目とこの1ページが合致しているということになります。他も同じように1行目が後ろの1ページと合致していますので、先ほどの体系図は目次のようなものとご理解ください。これから施策ごとに同じようなページが続いていきます。全部で62あり、すべての内容を説明することは困難ですので、39ページのこちらの表の見方を説明したいと思います。

横棒の中に文字が書いてあるものですが、上の2段は先ほどの区分の話ですので、3段目の「1-1-1-1」、ここが施策ということで、重点プロジェクトに係るものは「重点」と書いてあります。「まちづくりの協働体制を整備します」ということを1つの目標として考えています。その下ですが、施策の基本方針としてどういう視点で行うとか、どういったところに重点をおいて行うのかといったところを記述しております。

その下に「(1)目標」というものがありますが、先ほどの施策、「まちづくりの協働体制を整備します」を、どうやってこれが達成されているのかを測るために、その達成度の指標と目標を示してあります。ここに書いてあることを説明しますと、「住民参加への取り組み」ということで総合計画で以前アンケートをとらせて頂きました。その満足度が指標となりますが現在54.4%です。これを平成22年度までには60.0%まで上げようという目標で進めていきたいと。そういうことでまた3年後には市民アンケート調査を実施する予定です。

その下の「(2)課題」ですが、掲げた施策を行う際の課題にこういうものがありますということを一覧してあります。基本的には下に主な事業というものがあるのですが、これを行う際にこういったことが課題になるということで明示しています。

最後「(3)主な事業と成果指標、協働指数」ですが、その表の「地域計画の策定」以下、大きく4段あるかと思えます。その中の「地域計画の策定」ですが、今日は輪ゴム止めたものの中でたくさんお配りしたのですが、その中の体系ではないA4の用紙を横に刷ったものがあると思います。これの一番右肩に「1-1-1-1-1」などと数字が5個並んでいると思いますが、その真ん中ほどから上の左方に「事業名」とありまして「1. 地域計画の策定」これが先ほど見ていただいたページの主な事業と一致しています。です

ので、実施計画の1ページがこちらの主な事業の1行に凝縮されています。どんな事業なのか詳しくお知りになりたい場合は、輪ゴム止めしてある実施計画を見ていただければ、ご理解いただけると思います。体系の1-1といったところから実施計画へと、順を追って詳しく見ていただけるようになっていきます。基本計画のほうに戻って説明を続けさせていただきますけど、主な事業が4つ入っていますので、実施計画も4ページ分用意しているということです。そしてその内容ですが、「主な事業」があって「左の内容」の欄がありますが、ここには簡単にどういったことをやるのか、どのような事業があるのかを説明しています。そして「指標」とありまして、目標と似たようになっていきますが、事業のところの指標ということで、「成果指標」としては先ほどの満足度やどのくらいの達成度なのか、イベントにどれだけの人を集めるのかなどの事業を実施することによる効果を測る視点、それから「活動指標」といいますが、どのくらい事業をしていくかということで、例えば道路延長を何メートルしていくのかとか、どのくらいの面積やるのか、どのくらい増やしていくのか、それを20年、21年、22年にはこのくらいの数字にしたいということがここには書いてあります。さらに、一番右側ですが市民協働指数というものが～まであります。37ページにその説明がありまして、が行政主体でが市民主体ということで区分してあります。どのくらい市民の皆さんと一緒にやっていくかという、逆に言うと事業は行政が行っていくものばかりではなく、市民の皆さんと対等にやっていかなければいけないものもあります。この表の見方についてはご理解いただけたかと思いますが、一点お詫びと注意していただきたいことがありまして、現在の段階なのですが、こちらのシートの中にいまだに調整中のものがありまして、数点なのですがまだお示しできていないものがございます。次回までにはお出しします。それと、こちらに主な事業ということで載せてありますが、実際にこの事業をこの年度までにこれだけできるのか、というような話になってくると思いますけども、やはりさまざまな事情ですとか、市役所内で検討するとか、市民の皆さんともお話しして、そこで市民委員会というものがありますが、そういった関係の中で事業によってはそのときの判断が必要になってくる場合も考えられる、ということも含めてご覧になっていただきたいと思います。第4章については以上です。

長くなっておりますが続いて説明いたします。第5章の説明ということですが、ページ数がなくて申し訳ないのですが、第4章の最後が「4-1-3-2 廃棄物の適正処理を進めます」になっております。その後のページからですが、裏からちょうど8枚目くらいになると思いますが、「第5章 基本計画（行政経営編）」となっております。最初に「1計画の体系」ということです。先ほどの第4章でも初めに計画の体系を示しまして、それに基づいて施策を示していきました。そこに表記してありますが、第3章で示した4つの経営資源というのがあります。先ほどは4つの基本戦略というものでしたが、先ほど私が説明した行政改革ビジョンや情報ビジョンといったものをビジョンごとに大きな4つの柱

にしまして、それに続く取り組みの方向、個別目標を施策と位置づけて体系化しました。それからその後続く「施策達成度指標」と「計画期間内の主な取り組み（又は事業）」について明らかにすると述べさせていただきます。

それから1枚めくっていただきますと「1 - 1 財政基盤の充実強化」といったものが出てくると思います。財政関係の表現は分かりにくいところもありますので、もう1枚めくっていただきますと、「2 - 1 市民参加と協働の推進」というものが1番上に出てくると思います。その下「2 - 1 - 1 市民参加の機会を示します」ということで、これは行政改革ビジョンのなかの大きな1つの方針なのですが、先ほどの「まちづくり編」では達成された姿とか成果指標というようなことを、1つ1つの事業についても成果指標または活動指標を設定し、20年、21年、22年度の目標を示すという形をとっております。行政分野の施策ということで、達成された姿というのは、総じて健全な行財政運営がなされているということになってしまうこと、それから成果ということでそれを測る指標を設定することが難しいということ等の理由から、今回の行政改革ビジョンでは取り組みの時期を示すということで、「実施する」、「一部実施する」、「検討する」、「継続する」といった形で目標値を示しております。この市民参加のところを見ていただきますと、「基本方針」の右側に「目標」というのがあります。それは先ほどのまちづくり編と同じ考え方をしております、市民参加への取り組みの指標として市民アンケートによる満足度を用いて確認する形になっております。それから「計画期間内の主な取り組み」ということで施策・事業シート、基本計画内のいろんなシートでもそうですが、市民協働指数ということで番号が～までありましたが、個々の実施計画のシート、一番細かいシートですがその下のほうを見ていただきますと、まだ記入が十分ではありませんが、こういったことをこういったところで協働していくのかということと、「協働の内容」という形で担当に記入させています。そういったことで19年度実施計画ということで、22年度にはすべての事業を達成できるように、といった見方をしていただければと思います。以降は人材育成ビジョン、情報ビジョンといった順にそれぞれの取り組みを中心に目標を示しております。説明は以上ですが、第5章については、先ほど松井が説明しました第4章もそうですが、現在ここに示されているシートは良く見ると、十分書いてあるものと、表記が不十分なものとあると思います。目標や指標の設定がいまひとつはっきりしないといったものもあります。今、20年度のさまざまな予算が固まりつつあります。それとの連動といったことも現在進めている最中です。さまざまな最終調整を進めている段階でして、次回にはさらに精度を上げたものをお出ししたいと考えております。以上です。

（大員会長）

はい、ありがとうございます。かなり量の多い資料で時間がかかりましたが、最後の方で言われましたが、まだ十分な数値や文言等の精査がされていないということで、基本計画の全般にわたるご意見をいただいたほうが良いかなと思います。ここで細かい数字のチェックをしていると時間も足りなくなりますので、後ほど個別にご質問をお願いします。

大きく見てこの基本計画の中身についてご質問等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

(大谷委員)

基本計画の24ページの(イ)のところ、「新城市土地開発公社や株式会社山湊」等々ありますがこの山湊の経営が本当に正しいのか不安なのですが、いろんな問題が発生しているような気がするのですが、山湊の経営が公表されておりませんので、具体的な内容を示していただきたいのですが。

(大貝会長)

質問ということでよろしいですね。株式会社山湊の経営状況がどうなっているのか、そのあたり。

(大谷委員)

他のところは良いのですが、ここだけ株式会社になっている。ここだけ個人名が出てくるのはおかしいじゃないかということです。

(大貝会長)

はい、なるほど。具体的に会社名が出ているということですね。

(事務局)

議会の方には、ここの文章にもあるとおりに報告がされているのですが、本年度出した「ザイセイの話」がここにございますが、株式会社山湊の貸借対照表や損益計算書等々が公開されております。土地開発公社についても同様に公開されておりますが、これを見て経営の状況についての解説しお答えするのは勉強不足で難しいのですが、こういった公開がされていることはお答えさせていただきます。

(大貝会長)

はい、説明がありましたけども、公社は違うかもしれませんが、山湊はあくまでも株式会社、民間の会社なので、ここで具体的な会社名が挙げられることが妥当なのかどうか、表現を変える必要があるのかどうかという質問かと思います。山湊自体は株式会社とはいえ、少し毛色が違う気がします。

(事務局)

すみません。山湊は株式会社と言う名称になっていますが、市が50%を保有している第三セクターという扱いになっていますので、お願いします。

(林委員)

答申の時期が近づいておりますが、基本構想と基本計画の2冊を合わせて答申に出すのですか。

(事務局)

説明させていただきます。議会に提出を予定しておりますのは、新城市のマークの入った基本構想の案のみです。これに会議でお示ししました基本計画及び輪ゴム止めの実施計画のシートを、参考資料として提出させていただこうと考えております。と言いますのは、

総合計画は、地方自治法で「基本構想について議会の議決を経て定める」となっております。今回の基本構想については11年間、それに続く基本計画及び実施計画の計画期間は3年間ということになっておりますので、そういう形を予定しております。この審議会においても皆様方に諮問させていただき、答申をいただきたいのはこちらの基本構想の案についてという形で、基本計画及び輪ゴム止めの実施計画については答申に伴う参考資料という形でお願いしたいと思います。

(林委員)

分かりました。資料を2月1日に送っていただいたのですが、量が多く1度読むことで精一杯だったのですが、とにかく、目を通しました。送っていただいたものと、今回配られたものを比べるとページ数が増えていまして、ページ数が書いてありませんが、入れ替えをするときに表現が適切でない部分が出てくるとは思いますが、その訂正は事務局というか、担当の方にしっかりとお願いしたいと思います。1つ例を挙げますと、前にいただいたものの20ページ、今回いただいたものでは21ページになっていると思いましたが、「本市の一般行政職・技能労務職の職員の年齢区分は、下のグラフのとおり、・・・」となっておりますが、その下にはグラフがありません。その次のページにグラフがあります。今日いただいた資料の中にも同じようなところが2、3ありましたので、見直していただきたいということ。

それから細かい数字は私どもでは詳しくは分かりませんので、細かく見る人におかしいと言われないようにきっちと精査をしていただきたいなあとということ、細かいですが気になりました。

さらに前回の資料でいうと、付箋をつけたところが32～33枚ほどになりましたが、特にはもうしません、基本戦略のところそれぞれ課題というところがありますが、これが見方によると今後の方針、取り組みを示していますが、現状を書いただけのものと、今後の見通しを書いたものなど、かなりいろいろありますので、「この施策を実施するに当たって解決すべき課題を示します」となっていますので、課題を示すということでもう一度見直していただきたいなと感じました。以上です。

(大貝会長)

はい、ありがとうございます。事務局からも説明がありましたように、1つ1つを見ていくとまだ十分整理しきれていない部分もあるということで、時間があまりありませんが、ご指摘のとおりだと思いますので、事務局の方できっちと精査をしていただきたいと思います。

(加藤委員)

この中で地域担当制度というものがありますが、この地域という表現はどの範囲を指しているのですか。

(事務局)

エリアという事ですね。特に具体的には考えていませんが、行政区の集合体あるいは学

区ということになるのかなあと現在は思っております。

(加藤委員)

実を言うと、住民に対して何か担保というか、住民に対して介入するようなことがあってはならないと思うのですよ。担保もなしにこういったことが決められることを私は非常に危惧します。そのところはどのような風に思いますか。

(事務局)

市の方で職員に対して、この基本構想が決定されましたら、地域担当制度を設定していきます。前回お答えしたのは副課長以上の職員、いわゆる管理職の職員に対して、地区ごとに割り振っていくとし、それ以外の若い職員は自主的に地元の地区へ参加するという、制度設計になるのかなということは何度かお答えしておりますが、こういった形で職員に徹底して、こういった形で入っていくのか、地域計画の策定等々が予定されていますので、今後、早急に検討を行いたいと思っております。

(加藤委員)

その辺はどうなのでしょうね。条例等で住民に介入していくのはいけないと思うのです。何かあったときに困るので、歯止めだけはしておく必要があります。前を向いてやろうという姿勢は良いと思うのですが、何かいろんな問題が発生したときにまずいのではないかとと思うのですか。

(大貝会長)

中身そのものというよりも、実際に地域に市の職員が入ったとき、基本的には協働という姿勢でまちづくりを行っていかうということなのですけども、そこであまりにもかき乱すようなことがあってはまずいということですが、その辺は私どもが十分、行政の方が気をつけて進めていかななくてはならないという回答になりますが、よろしいでしょうか。

(加藤委員)

どうも納得がいかないのですね。今でも市役所が住民の事情に介入するということがございます。こういうことが現に起きております。それが起きたときにどうするのかということですね。住民自治をやっております区長としては、我々に関係なく市がこうだよといった話を地域の方にやっている状態なんですね。そういう歯止めが要るのですよね、実を言うと。住民自治の中にどんどん入ってくるようでは非常に困るということなんですね。私が申し上げておりますのは、なんらかの歯止めのような取り決めがない地域担当制度というのは良くないなあとと思います。行政区が変わると風土や文化もぜんぜんちがうのですよね、実を言うと。

(事務局)

地域担当制度は基本構想でも書かせていただいておりますが、地域の風土等を踏まえて自治活動をサポートし、市民ニーズの把握や課題解決に向けた情報の共有、協働を行うために入りますので、当然区長さんはじめ、行政区の方とは連絡を密にしてやっていくということで、一方的に負担を押し付けるとかというようなことはありませんので、あくまでサ

ポートをするというようにご理解ください。

(大貝会長)

基本計画というよりも、実際の現場において、職員がまちづくりを地域の方と行っていかうという意識をもってやらなければならないという問題であって、ここで基本計画の中身として議論してもなかなか解決しがたいことだと思われます。具体的な地域担当制度について議論していただくということで問題ないかと思います。その他何かありましたら、どうぞ。

(林委員)

各論を言えばきりがないうのですが、ここは基本的で大事なところじゃないかと思うので言います。ページ数がないので分かりませんが、今日いただいたものの中の「1 - 2 - 1 : 市民が主体的に地域の課題を解決しようとしている」というのがあり、その下の欄が「未定稿」となっています。以前いただいたものも、今日いただいたものも「未定稿」となっておりますが、ここは何か予定しているものがありますか。

(事務局)

単に作業が遅れておりまして、記述ができていないということです。個々のシートはできていますが、それをまとめる作業が遅れている状態です。

(林委員)

空きがあるからというわけではありませんが、私はここに重要なことが書かれるべきだと思います。前の第6回の審議会でも合併に絡んで、作手のことをいろいろ話しましたが、結局一番大事なところで市民が関われないというのは困るということで、何かそれに対する歯止めと言いますか、市民が判断できる保障をせよということをごとくどと申し上げてきましたが、私はここに書くべきは住民主権と、大事な問題は住民が判断するということを入れていただきたいと思います。例えば合併のような市民の将来を大きく左右する問題に市民が関わる、住民投票を保障するというようなことをここに入れるべきではないかと思います。一番基本的なことですので、ここがちょうど空いていたのでここにに入れてはどうかと提案します。以上です。

(大貝会長)

はい、どうもありがとうございます。今のご意見を参考にこのところを考えていただければと思います。

(吉田委員)

3点ばかり確認したいと思います。他の人は分かるのでしょうけど、表題のところの「将来フレーム」、「ビジョン」、「エコシティ」といったカタカナ表記が引かかるので、日本語で表現できないのかなといったことが一点。

それから「エコシティ創造」といった項目がございますが、今回実施計画を出されていますが、このエコシティ創造というところで、基本計画を環境課が主体になってやっておりますが、そういう内容のものがここに組み込まれているのかなあということが1つ。特

に基本構想の24ページにもございますが、(ア)のところ「今日の環境問題は、世界的に取り組むべき喫緊の課題として・・・」と書かれておりますが、これに対してエコシティでやる実施計画を見てみると、現状認識に対してのバランスがどうなのかなと、もっと世界に向けたような表現にするべきだと思います。

(大貝会長)

一点目が、章のタイトルにカタカナが含まれていることですね。

(吉田委員)

ここら辺をもっと違う表現にできないのかなあとと思います。

(大貝会長)

2点目が「(4) エコシティ創造」ですね。

(吉田委員)

そうですね。環境首都という表現がどこかにあったと思いますが、環境首都創造とか何か別の表現がほしい気がします。

(事務局)

確かに難しい表現、カタカナ表記が多いということは以前から言われておりました。エコシティについてご指摘をいただきましたが、策定委員、環境課の担当職員等の中からも「エコシティ」という言葉はどうなんだろうと、いろんな議論が実際にあります。その中で、「エコキャンパス」という環境基本計画の考え方もありました。それもちょっと違うんじゃないかということで、ここは「環境首都」と謳うべきではないかという議論があったのも事実です。事業の中でもどうすべきか悩んだものがこの「エコシティ」でございまして、「環境首都を創造していく」ということが内容的にもあっているのかなあと議論もしまして、結論が出ておりませんが、最終提案に向けて検討させていただきたいと思えます。

環境基本計画とシートの表現の関係では、担当の職員に変わります。

お話の中で環境基本計画との関わりということがありましたが、ページ数がなくて申し訳ないのですが、「4-1-3-1:循環型社会への取り組みを進めます」ということで、ここに環境基本計画の内容ということで端的ではありますが、相当入っていると思います。下の主な事業の3段目、隣のページに移ってまいります、「エコガバナンスの推進」とありまして、その「左の内容」の欄に「・環境基本計画の推進」と書いてあります。この中で環境基本計画について取り組んでいくということで、環境基本計画についてもこの中に含まれております。

(吉田委員)

基本構想の中にもありますように、文面をもっと強力なものにしていきたいという印象です。

(大貝会長)

基本構想に掲げられている文言からすると、もうひとつ基本計画の中身が、プロジェク

トが物足りないかなと思います。基本計画そのものは3年の間で実施する事業ということで書いておきまして、基本構想は10年のスパンなので、そのあたりの若干のギャップがあります。

(事務局)

環境の点なのですが、先ほどにシートにもありましたが、主な事業として何を挙げるのかを環境の部会のほうで検討しました。具体的な事業をたくさん書いたほうが良いとか、分かりやすく書いたほうが良いのではないかといった意見も出たのですが、市の方で進めたい環境の大きな3本柱として、またカタカナで申し訳ないのですが、「エコアクション」、「エコオフィス」、「エコガバナンス」が先ほどの「4-1-3-1」に掲載してあります。その3本柱で強力に推進していきたいと思います。そういう体系で進んでいくことをアピールするために、小さく書いてあって申し訳ないのですが、基本計画の中には表現してあります。

(吉田委員)

最後にもう1つあるのですが、今日配布された基本計画の35ページの「エコシティ」について提言させていただきます。「4-1-1」ですが、その後「4-1-1-1」と「4-1-1-2」に分かれておりますが、世界あるいは地球という感覚で捉えたところ、書ききれていないのではと言いましたのは、「地域」というところに「世界と地域」、「地球と地域」の環境を調査し、紹介するだとかそういう形にしないと、新城市域内の狭い範囲で小さくやるという印象を受けます。

それから「4-1-3-2」のところで「廃棄物の適正処理を進めます」とありまして、適正処理は今でも進めていると思いますが、ここも「廃棄物を出さない取り組みを進める」だとかもっとインパクトのあるものに、もっと言えば「ゼロミッション」という具合にやっていたらと思うのですが、そこまでは3年ということではなかなか難しいということであれば、表現の少しの違いでずいぶん受け取り方が違うということを提言しておきます。

(大員会長)

事務局の方で、趣旨は理解していると思うので、基本構想にある「エコシティ」の目指す、施策の精神をもう少し見えるような形で、いわゆる think global act local (シンク グローバル アクト ローカル) というようなことが分かるような表現が良いのではないかと思います。どうもありがとうございます、その他ありますか。

(大谷委員)

基本計画の19ページから20ページに載っている「ウ 組織機構の見直しと定員管理の適正化」のところですが、合併して市の総人口に変化がありまして、組織機構の見直しということも当然あるのだらうと思いますが、20ページの上段にありますように2つの総合支所の役割、位置づけについて検討を進めるというようなことが書いてあります。検討というのは総合支所を場合によっては出張所にするということも考えられていると解釈

してよろしいのか。これについて少しお答えいただきたいと思います。

(大貝会長)

事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局)

総合支所については合併以来、内部でもいろいろ議論がありますし、外部からの意見もございませぬ。総合支所について職員数としては減っているのが現実ですが、これを今後失くしていくという考えは現在のところございませぬ。ただ、職務内容として本庁に集約するもの、どうしても総合支所に置かなければならぬもの、そういったことを全体の職員数が減る中であるべき組織の形として、総合支所のあり方を検討していきます。

(大貝会長)

よろしいですか。その他ありますか。

(松本委員)

基本構想で「(3) 安全・安心の暮らし創造プロジェクト」ということで「地域医療体制の確立」とあり、ずっと聞いているんですけど、今日もらった資料の22ページに「消防及び地方公営企業部門の職員数は、現在の職員数を維持します。」とあって消防については維持する。病院については不足しているということで、「集中改革プランの示した平成22年4月1日での目標値を堅持することとします。」と書いてあります。その後ろの23ページを見ると「医師・歯科医師」が平成19年で32人(実績23人)ということで、最終的に23人が示された数字だと思いますけど、こちらの「3-1-1-1:病院・診療所の体制を整えます」では、現在数が「21人」でその後の年度ではずっと上向き矢印になっていて、数字は入っていませんよね。新都市を担う人間に命がもっとも大事ということで、消防については人数をそのまま維持するというので、20、21、22年度で1分、今年に対してみれば3分早くなるということで目標を立てておるのですが、それに対して病院の方では地域医療に対する平成22年度の満足度が、「30%」と書いてあって悲しいのですが、医師数に具体的な数字がないのに満足度は「30%」となっている。一方消防の方はそれだけ安定しているのに、人が来ないということは目標としては総合病院としてやっている以上はマックスで必要な人数があつて、市民が一番必要としているのは病院の体制のことであつて、これから老後になって余計そうなのに、その辺の数字のことが微妙に分からないですけど、その辺の説明をしていただきたいと思います。

(大貝会長)

はい、ありがとうございます。

(事務局)

本日の資料の前期基本計画の23ページの表でご指摘いただいたのですが、その前の文章からして、確かに病院のほうで、当初この集中改革プランを作ったときに対して、平成22年度の数字が落ち込んでいる。これは医師・歯科医師の退職に伴って、職員数が減っていることが大きな原因です。現在もアクションプラン等に基づいて取り組んでおります

ので、この計画上は目標数値まで戻すということになっていますので、この表の一番下の欄を見ていただきますと、「病院関係退職者」のうち数が書いてありますが、非常に多くの退職者が出てしまうので、多く採用しないとここまでの数字に届きません。一般の病院のことは詳しく知りかねていますので、うち数で推計しているということです。またご指摘のとおり、基本計画のシートの目標値等々の整合がとられていないということで、ご指摘のとおりだと思います。安心度が30%でいいのかという問題もありますので、きちんと整合をとるようにしていきたいと思います。

（松本委員）

こちらの小さい表ですよね。平成22年に「32（32）」と書いてあって、22を見るとずっと上向いているだけですよ。これが目標ではないのですか。

（事務局）

はい、集中改革プランの32というのを目指すということで、矢印はその意味だと思いますので、数字を入れたほうが明らかなということであれば、入れるようにします。

（大貝会長）

はい、よろしいですか。

（松本委員）

ちょっといいですか。30%でやるということで、結局32が30%なら、アンケートを見て総合病院として動き出しちゃえば、みんな納得するし、みんな訪れるだろうということで、30%の根拠が分からないのです。22年にこちらの数字で表しちゃって、出したらいけないかということで出した場合、満足度が100%にいかないまでも50%、60%、22年には総合病院が稼働し出すということで判断するんですけど。その辺どうでしょうか。

（事務局）

プランの方にある表は、その数字にまで戻すということを前提に作ったものです。ですからこのシートを作った時点でも、ものすごい採用率ですので、これだけの人が集まるのかという話があります。この計画上はこの職員数の数字まで戻すということですが、現場の方では実際にここまで回復はしないだろうということで、もちろん上向きの矢印のとおり回復傾向に向けて、進めていくとは思いますが、この満足度が高いか低いかというのはいろんな考え方があると思いますが、30%は100%まではいかないだろうと考えた結果じゃないかと思います。内部的にもいろいろ検討させていただきたいと思います。

（大谷委員）

基本構想の案の24ページのところで、「エ 高齢者・障害者の社会参加の促進」というのがありますが、市のほうでも障害者の自立支援に基づいたいろいろな問題を取り上げておりますので、「3-2-2-3：障害者の自立を支援します」とありますが、内容について具体的に書くべきじゃないかと思います。計画を作っているのだから、自立支援の内容について詳しく。

(事務局)

基本構想に書かれている内容からすると、シートに挙げている事業の数が少ない、物足りないと思います。ここに限らず他のところでも、事務局のほうでも不足していると感じております。基本構想11年間において、総合計画の各部会でも検討した上で、現在主な事業として挙げられているものはこういう形をとっておりますが、構想の期間内でシートの内容はこれしかないということをございませので、市民委員会を立ち上げアイデア等を実際の事業のほうに反映していきたいと思います。確かに物足りないところも多々あると思いますが、構想期間内にシートの内容を順次充実させ、それとともに精度を上げていきたいという風に考えております。

(大貝会長)

先ほどから説明がありますように、基本構想は11年先を見据えたプランであり、それに向けた前期基本計画が3年のプランなので、両者の間でそぐわない部分も仕方なくあると思います。3年経って見直しをかけて、中期、後期と続いていきます。12時まで残り5分というところに差し掛かっておりますが、その他何かあればどうぞ。

(本多委員)

第8回目ということで過去の審議会に、私も参加していますけど、3回くらいで終わっているわけですね。丁寧に審議会をやっていて、住民自治を進める上で幅広く市民の意見が聞けるのは、穂積市長に替わったからだと思います。愛知県の市はまだ良いほうで、どこの市町村も財政破綻寸前であると。他の県が財政破綻寸前です。大阪府も財政破綻寸前ですね。先日当選された橋下大阪知事も、財政破綻してやっていけないと言っていたが、新城も同じく破綻しているのですよ。破綻会社と同じであると思います。長野県でも田中知事が脱ダム宣言しているが、猛反対にあったと。今、地方の自治は大変な時代です。そういうときにこれをまとめていこうというのは、大変なことなんです。夢を述べるのは結構だが、大阪知事も言っていたが、あるものの中でどうやっていくのか。財政の中で収入と支出、これの中でどうやっていくのかを考える必要があると言っていますので、無いものねだりはせず、節約していくべきである。例えば市の職員であれば、仕事の効率化を図るとか、どんどん指定管理者制度ということでやっていますが、無駄を省いて仕事の効率化を図るといことを、しっかりやらなければならないと思います。私も市のいろんな委員会に参加したので良く分かります。縦割り行政を排除する必要がある。縦割り行政の弊害で末端は全く同じPTAの資料なのに、内容が同じで形だけ違う資料を印刷していたが、私の提案によって大幅な削減がされた。

Do out door sports を実践していく必要があります。新城の豊かな自然を活かしたまちづくりができるので、新城ラリーなどのさまざまな全国大会が開かれる新城市は今後、全国的に注目されます。

私が委員長を務めているので良く分かりますが、縦割り行政の弊害を無くし、お互いが協力し合えば、職員は半分に減らせます。毒ギョウザ事件が一向に解決しないのは担当が

違うとか言っている無駄が縦割り行政の中にあるせいです。委員の皆さんはそのところをしっかりと突く必要があります。ぜひよろしくお願いします。

(大貝会長)

どうも、ありがとうございます。もし何かあれば一言、伺いたいと思いますが。中身の細かい点について、お気づきの場合は事務局のほうに直接お問い合わせください。お願いいたします。それでは議事については、終わりとしまして4番目の「その他」について、私が冒頭の挨拶の中で述べさせていただきましたが、基本構想の案について市長に答申を、スケジュール的には来週にまた審議会を開催させていただきまして、今日いただいたご意見については調査、修正をして来週が第9回となり、それが最後の審議会になるかと思えます。その審議会の終わった後、すぐに答申に移る運びとなります。答申をするに当たって市長に対してこういう形で答申していきたいという案を、私の方で作ってきましたので、あまり時間がありませんが次回までに目を通していただいて、何かご意見等あれば伺いたいと思います。よろしくお願いします。そんなに長い文章ではないので、ざっと目を通していただいてもかまいませんが、基本的にはこのような形で答申を行っていききたいと思います。先ほども話しましたが、基本構想、基本計画を合わせて答申するのではなく、基本構想を答申します。今お配りした答申の案については、目を通していただいて次回ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局)

はい、ありがとうございました。今、会長さんからもお話がありましたように、もう一度審議会を行いたいと思います。後ほどご案内申し上げますが、事務局では第9回総合計画審議会は、2月14日(木)10:00~の予定です。場所は体育館の第1、2会議室の予定です。第5章の精度が高まっておりませんので中身を改善し、宿題について回答したいと思います。また先ほどの答申について次回の審議会でご意見を伺いたいと思います。それではこれで解散とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

=閉会 午前11時55分=